

# 平成26年度 市民委員会資料①

平成26年第2回定例会提出予定議案の説明

**【議案第66号】**川崎市民プラザ条例の一部を改正する条例の制定について

参考資料

川崎市民プラザ条例の一部を改正する条例新旧対照表

市民・こども局

(平成26年5月28日)

川崎市民プラザ条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後		改正前	
○川崎市民プラザ条例 平成23年 7月 4日 条例第18号		○川崎市民プラザ条例 平成23年 7月 4日 条例第18号	
(利用時間及び休館日)		(利用時間及び休館日)	
第7条 市民プラザの利用時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。		第7条 市民プラザの利用時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。	
利用時間	午前9時から午後9時30分まで（茶室にあっては午後9時まで、浴室にあっては午前10時から午後8時まで）	利用時間	午前9時から午後9時30分まで（茶室にあっては午後9時まで、浴室にあっては午前10時から午後9時まで）
休館日	12月29日から翌年の1月3日までの日	休館日	12月29日から翌年の1月3日までの日

改正後

別表

1 施設専用利用料

種 別	金 額				
	午 前	午 後	夜 間	全 日	
	9時～12時	1時～5時	6時～ 9時30分	9時～ 9時30分	
屋内広場	5,900円	8,800円	11,000円	25,700円	
ホール(ステージを含む。以下同じ。)	9,500円	14,300円	18,100円	41,900円	
ステージ	6,000円	8,000円	9,800円	23,800円	
楽屋	1,600円	1,900円	1,900円	5,400円	
会議室	1,500円	2,100円	2,500円	6,100円	
和室	800円	1,100円	1,400円	3,300円	
研修室	3,700円	4,300円	4,800円	12,800円	
多目的室	2,800円	3,300円	3,900円	10,000円	
展示室	利用は1日単位とし、1日につき2,900円				
種 別	9時～12時	1時～5時	6時～9時	9時～9時	
茶室	5,300円	6,700円	8,000円	20,000円	
種 別	午前	午後1	午後2	夜間	全日
	9時～12時	0時10分 ～3時10分	3時20分 ～6時20分	6時30分 ～9時30分	9時～9時30分
体育室	5,700円	5,200円	5,200円	6,500円	20,000円
種 別	単 位			金 額	
温水プール	1コース1回2時間まで			3,000円	

- 備考 1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に利用する場合の施設専用利用料（温水プールの利用に係るものを除く。）の額は、規定利用料の2割増相当額とする。
- 2 屋内広場、ホール又はステージの利用について入場料を徴収する場合の施設専用利用料の額は、次の表の入場料金の区分に従い、規定利用料（前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額）に増額の割合を乗じて得た額とする。

改正前

別表

1 施設専用利用料

種 別	金 額			
	午 前	午 後	夜 間	全 日
	9時～12時	1時～5時	6時～ 9時30分	9時～ 9時30分
屋内広場	5,900円	8,800円	11,000円	25,700円
ホール(ステージを含む。以下同じ。)	9,500円	14,300円	18,100円	41,900円
ステージ	6,000円	8,000円	9,800円	23,800円
楽屋	1,600円	1,900円	1,900円	5,400円
体育室	5,700円	6,700円	7,600円	20,000円
会議室	1,500円	2,100円	2,500円	6,100円
和室	800円	1,100円	1,400円	3,300円
研修室	3,700円	4,300円	4,800円	12,800円
多目的室	2,800円	3,300円	3,900円	10,000円
展示室	利用は1日単位とし、1日につき2,900円			
種 別	9時～12時	1時～5時	6時～9時	9時～9時
茶室	5,300円	6,700円	8,000円	20,000円
種 別	単 位			金 額
温水プール	1コース1回2時間まで			3,000円

- 備考 1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に利用する場合の施設専用利用料（温水プールの利用に係るものを除く。）の額は、規定利用料の2割増相当額とする。
- 2 屋内広場、ホール又はステージの利用について入場料を徴収する場合の施設専用利用料の額は、次の表の入場料金の区分に従い、規定利用料（前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額）に増額の割合を乗じて得た額とする。

## 改正後

入場料金	増額の割合
1,000円未満	15割
1,000円以上3,000円未満	20割
3,000円以上	30割

- 3 利用許可の時間を超えて利用する場合の施設専用利用料の額は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料（前2項の規定を適用する場合は、これらの規定により算出して得た額）の1時間当たりの額の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間（体育室にあっては、午前と午後1、午後1と午後2又は午後2と夜間）の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設専用利用料は、無料とする。

## 2 設備専用利用料

単 位	金 額
1本、1台、1列、1個、1枚その他1単位 1回	10,000円

- 備考 1 この表においては、午前、午後及び夜間（体育室にあっては、午前、午後1、午後2及び夜間）をそれぞれ1回として扱う。ただし、体育室においては、全日の利用区分を単位として利用する場合は、3回として扱う。
- 2 利用許可の時間を超えて利用する場合の設備専用利用料の額は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料の1時間当たりの額の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間（体育室にあっては、午前と午後1、午後1と午後2又は午後2と夜間）の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の設備専用利用料は、無料とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、温水プールにおいては、4時間までごとに、1回として扱う。

## 改正前

入場料金	増額の割合
1,000円未満	15割
1,000円以上3,000円未満	20割
3,000円以上	30割

- 3 利用許可の時間を超えて利用する場合の施設専用利用料の額は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料（前2項の規定を適用する場合は、これらの規定により算出して得た額）の1時間当たりの額の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設専用利用料は、無料とする。

## 2 設備専用利用料

単 位	金 額
1本、1台、1列、1個、1枚その他1単位 1回	10,000円

- 備考 1 この表においては、午前、午後及び夜間をそれぞれ1回として扱う。ただし、温水プールにおいては、4時間までごとに、1回として扱う。
- 2 利用許可の時間を超えて利用する場合の設備専用利用料の額は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料の1時間当たりの額の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の設備専用利用料は、無料とする。

改正後					
3 個人利用料					
種 別		金 額			
		午 前	午後1	午後2	夜 間
		9時～12時	0時10分～3時10分	3時20分～6時20分	6時30分～9時30分
体育室	6歳以上20歳未満の者（小学校入学前の者を除く。） 20歳以上の学生	200円	200円	200円	200円
	20歳以上の者（学生を除く。）	500円	500円	500円	500円
種 別		基本料金		超過料金	
温水プール	3歳以上15歳未満の者 15歳以上の中学生	1人1回2時間まで 200円		超過時間30分までごとに 50円	
	15歳以上の者（中学生を除く。）	1人1回2時間まで 500円		超過時間30分までごとに 125円	
トレーニング室	12歳以上20歳未満の者（小学生を除く。） 20歳以上の学生	1人1回3時間まで 200円		超過時間30分までごとに 30円	
	20歳以上の者（学生を除く。）	1人1回3時間まで 500円		超過時間30分までごとに 80円	
種 別		金 額			
浴室	小学校入学前の者	1人1回		100円	
	小学生	1人1回		200円	
	12歳以上60歳未満の者（小学生を除く。）	1人1回		500円	
	60歳以上の者	無料			

備考 トレーニング室を利用できる者は、12歳以上の者（小学生を除く。）とする。

改正前			
3 個人利用料			
種 別		基本料金	超過料金
温水プール	3歳以上15歳未満の者 15歳以上の中学生	1人1回2時間まで 200円	超過時間30分までごとに 50円
	15歳以上の者（中学生を除く。）	1人1回2時間まで 500円	超過時間30分までごとに 125円
種 別		金 額	
		午 前	午 後
		9時～12時	1時～5時
		夜 間	
		6時～9時30分	
体育室	6歳以上20歳未満の者（小学校入学前の者を除く。） 20歳以上の学生	200円	200円
	20歳以上の者（学生を除く。）	500円	500円
トレーニング室	12歳以上20歳未満の者（小学生を除く。） 20歳以上の学生	200円	200円
	20歳以上の者（学生を除く。）	500円	500円
種 別		金 額	
浴室	小学校入学前の者	1人1回	100円
	小学生	1人1回	200円
	12歳以上60歳未満の者（小学生を除く。）	1人1回	500円
	60歳以上の者	無料	

備考 トレーニング室を利用できる者は、12歳以上の者（小学生を除く。）とする。

改正後			改正前
4 駐車場利用料			
種 別	<u>基本料金</u>	<u>超過料金</u>	
<u>普通自動車</u>	<u>1台1時間まで</u> 200円	<u>超過時間30分ま</u> <u>でごとに</u> 100円	
備考 <u>普通自動車とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車をいう。</u>			